

小金井市会計年度任用職員採用試験実施要項 (令和8年度採用)

令和 8 年 7 月
小 金 井 市

1 募集業務及び資格等要件

記号	募集業務	資格等要件
A	美術館学芸員	以下の要件を全て満たす方 1. 学芸員資格を有する方 2. 大学または大学院において美術理論系の専門課程を修了もしくはそれと同等以上の専門知識を有する方 3. 日本美術および美術資料の管理に関する専門知識を有する方 4. 展示企画・教育普及活動・調査等、美術館の学芸業務全般に従事した職歴がある方
B	消費生活相談員	消費生活相談員及び消費生活専門相談員、消費生活コンサルタント、消費生活アドバイザーのいずれかの資格を有する方
C	国民健康保険・レセプト処理業務	以下の要件を全て満たす方 1. 診療報酬請求事務能力認定試験、医療事務技能審査試験、保険請求事務技能検定試験、日本医師会認定医療秘書、医療秘書技能検定試験と同等の試験に合格している方 2. レセプト内容点検又はこれに関係する業務経験のある方 3. パソコン操作(ワード、エクセル)ができる方
D	生活保護受給者面接相談員	次のいずれかの要件を満たす方 1. ケースワーカー等、生活保護事務に係る実務経験が 3 年以上ある方 2. 社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有し、相談業務に係る実務経験が 1 年以上ある方
E	保育士業務(短時間) A ※1・2参照	保育士証の交付を受けている方
F	保育士業務(短時間) B ※1・2参照	保育士証の交付を受けている方
G	学童保育指導員業務 ※1・2参照	小金井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第 10 条第 3 項第 1 号から第 8 号に規定する資格を有する方(保育士、幼稚園教諭、学校教諭等)又は放課後児童支援員資格を有する方
H	道路等維持補修業務	普通自動車運転免許(2tダンプトラック(MT 車)の運転可)を有する方

記号	募集業務	資格等要件
I	道路測量等業務	パソコン操作(ワード、エクセル)ができ、普通自動車運転免許を所持していること及び土木関係の学科を卒業した方又は土木関係(測量、施工、都市計画等)における実務経験がある方

- ◎ いずれの職種も年齢や国籍は問いません。
- ◎ 別紙「勤務条件等一覧表」も併せてご確認ください。
- ◎ 資格等要件については令和8年8月末日までに取得見込みの方も受験できます。
- ◎ 障がいにより受験上の配慮を希望する方は、申込時に問合せ先(職員課)までご連絡ください。

※1 上記記号E・F・Gの業務へは特定性犯罪の前科がない方のみ応募可能です。また、この業務に従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。)に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当市の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

このため、予め、採用選考過程において誓約書の提出及び口頭等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※2 「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙「誓約書」裏面をご参照ください。

2 採用予定日

令和8年9月1日(火)

3 選考方法

面接試験(個別面接又は集団面接)のみ

- ◎ 面接日は別紙「勤務条件等一覧表」をご覧ください。
- ◎ 受付期間終了後、面接日程の案内を郵送にて通知します。
- ◎ 合格発表は令和8年8月下旬を予定しています。
- ◎ 選考結果は各試験の受験者全員に対し、郵送にて通知します。

4 採用の方法

- (1) 合格者は、令和8年度小金井市会計年度任用職員採用候補者名簿に登載され、欠員等の状況により逐次採用されます。
- (2) 名簿登載期間は、原則として1年です。登載後1年を経過しても採用されないときは、失格となります。

《注意》 最終合格者が、受験資格要件に該当しないことが発覚した場合は、当該合格は取消となります。また、選考において提出していただいた書類の記載事項に虚偽があった場合は、職員として採用される資格を失う場合があります。

5 勤務条件等

- (1) 業務内容、勤務時間及び報酬額
別紙「勤務条件等一覧表」をご覧ください。

- ◎ 第一種報酬のほか、第二種報酬として通勤に係る経費が支給されます（月の初日以外に採用となった場合、第二種報酬は翌月からの支給になります。）。
- ◎ 基準日（6月1日及び12月1日）に在籍し、かつ、会計年度内において6月以上の任用期間がある場合に期末手当及び勤勉手当を支給します。ただし、週の勤務時間が15時間30分未満の場合や基準日に新たに採用された場合には支給されません。
- ◎ 時間外勤務を行った場合は、時間外勤務手当に相当する額が支給されます。
- ◎ 「勤務条件等一覧表」の報酬や勤務条件等は、採用前に改定があった場合、その定めるところとなります。

(2) 社会保険

- ◎ 健康保険（東京都市町村職員共済組合）、厚生年金保険及び雇用保険が適用（加入）となります。また、40歳以上の方は、介護保険に加入します。なお、週の勤務時間が20時間未満の場合は社会保険の適用対象となりません。別紙「勤務条件等一覧表」の【社会保険加入】欄も併せてご確認ください。
- ◎ 現在、ご家族等の健康保険の被扶養者である方は、その資格を喪失します。

6 受験手続

(1) 受付期間 **令和8年8月5日（水）まで**

(2) 提出書類

提出書類	対 象	備 考
小金井市会計年度任用職員採用申込書	全業務	最近3か月以内に撮影した（上半身脱帽正面向き）縦4cm×横3cmの写真を貼付すること
案内通知用封筒1通	全業務	長形3号の封筒（縦23.5cm×横12cm）に110円切手を貼付し、返信先を明記すること
こども性暴力防止法に基づく誓約書	該当業務	「1 募集業務及び資格等要件」欄外※印を参照のうえ、記載されている業務に応募する場合、ご提出ください。
資格を証明するものの写し	資格等要件で定める資格がある業務	「1 募集業務及び資格等要件」を参照のうえ、必要な資格が定められている場合に添付してください。（例：運転免許証の写し）なお、令和8年8月末までに取得見込の方は後日提出可能です。
職務経歴書	美術館学芸員	職歴、担当した展覧会での役割・企画内容、研究実績等、実務歴に関する経歴をまとめたもの（任意様式、A4用紙1枚程度）をご用意ください。 ※執筆した論文があれば合わせてご提出ください。

(3) 申込方法 上記(2)提出書類を直接持参または郵送にてご提出ください。

ア 直接持参の場合

《受付場所》 小金井市役所 本庁舎1階 職員課窓口

受付期間中の午前8時30分から午後5時まで（ただし、土曜・日曜・祝日及び各日正午から午後1時までの間を除きます。）の時間にご持参ください。なお、直接持参する場合は、必ず受験者本人が持参してください。（代理の方による提出は受け付けることができません。）

イ 郵送の場合

《送付先》〒184-8504

東京都小金井市本町6-6-3 小金井市総務部職員課 人事研修係 宛

提出書類を同封の上、受付期日必着で上記送付先までお送りください。

- ◎ 複数の業務に重複して申し込むことはできません。
- ◎ 提出書類は原則としてA4用紙片面印刷で用意してください。
- ◎ 外国籍の方は、申込書類提出時に在留資格及び在留期間が確認できる書類を提出してください。
- ◎ 障がいにより申込書等の自筆が困難な場合は事前に問合せ先までご相談ください。

7 その他

- (1) 申込みに関する提出書類は、一切お返しできません。
- (2) 申込書類等の記載事項に不備がある場合は、お返しすることがあります。このために生じた申込みの遅延については、責任を負いませんので、受験手続には十分注意してください。
- (3) 小金井市会計年度任用職員の他の職と兼務することはできません。
- (4) 面接試験日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）前日までに試験の案内が届かない場合は、下記問合せ先までご連絡ください。

8 採用された場合の留意事項

(1) 任用期間

任用された日から翌年3月末日まで。原則、当該任用期間満了をもって任用終了となります。

- ◎ 採用後1か月間は条件付採用となります。
- ◎ 従事している業務が次年度も会計年度任用職員の職として必要であること及び勤務成績が良好な場合に限り、4回を限度として再度任用する場合があります。

ただし、以下の業務については、再度任用の回数に上限がありますので、ご注意ください。

業務名	再度任用
保育士業務(短時間)A	1回（令和10年3月31日まで）を限度とし再度任用する場合あり
保育士業務(短時間)B	2回（令和11年3月31日まで）を限度とし再度任用する場合あり

(2) 身分

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する一般職の非常勤職員として任用します。

(3) 人事評価

地方公務員法第23条の2に基づき、人事評価を実施します。

(4) 欠格事項

地方公務員法第16条に定める欠格条項が適用になります。

(5) 服務等

- ◎ 営利企業等に従事する場合は、任命権者への許可制となります。
- ◎ 地方公務員法に基づく、服務規律（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止）が適用され、分限処分、懲戒処分の対象となります。

9 問合せ先

小金井市総務部職員課人事研修係（小金井市役所本庁舎 1 階）

〒184-8504 小金井市本町 6-6-3

電話番号 042-387-9808 F A X 042-384-6426

メール s020399@koganei-shi.jp

市ホームページアドレス <http://www.city.koganei.lg.jp/>

